

千葉県子ども・子育て支援事業支援計画の中間見直しについて

計画については子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法により、県が平成 27 年 3 月に 5 か年計画として策定したところです。

平成 29 年度は計画の中間年に当たることから、近年の保育需要の増加を踏まえて計画の見直しを行います。

1 計画見直しの主な方針（案）

（1）教育・保育の提供体制の確保（第 1 章 第 2 節）

- ①人口流入や利用希望動向など、各市町村における最新の実態を基に把握した保育需要の動向を反映させる。
- ②国の「子育て安心プラン」により平成 34 年度末までに女性の就業率 80% を目指すと発表されたことから、実態等を踏まえつつ、80%を想定した見直しを実施する。

（2）人材の確保と資質の向上（第 1 章 第 5 節）

- ①特定教育・保育を行う者の見込数について、現状を踏まえて見直す。
- ②保育人材の確保・定着対策について、新たに取り組んでいる事業を盛り込む。

（3）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援（第 2 章 各節）

- 他の計画の見直しや新たな施策の展開について、必要に応じ反映させる。
- ※国において計画策定に関する基本指針の改訂が予定されていることから、改定後の基本指針等を可能な限り踏まえ、計画の見直しを行う。